

## 3D都市モデル活用事業業務委託 要求仕様書

### 1 委託業務名称

3D都市モデル活用事業業務委託

### 2 委託期間

契約日から令和5年3月15日まで。ただし、委託期間中に成果の一部について、提出を求めらるものとする。

### 3 仕様書の位置づけ

本仕様書は、当市が本業務に対する要求依頼の説明資料として作成したものである。事業者は、本仕様書の要件を満たすための解決方法や実現手段などについて提案できるものである。なお、本仕様書に記載された要件はすべて必要な要件であるが、実現できない要件がある場合、もしくは代替案による場合は、提案書に必ず明記することとする。

### 4 概要

#### (1) 事業目的

本事業は国交省が主導する PLATEAU のデータ (CityGML) を元に、横須賀市全域の地形及び建物データを汎用 3D データ形式 (VR データ) に変換し、仮想空間で横須賀市エリア全域を閲覧出来る VR システムを作成するものです。

また、横須賀中央、追浜の再開発事業の実施に向け、2つのエリアは沿道建物の撮影した写真を貼りつけてまちづくり検討ができるレベルで表現を行い、まちなみ景観の形成に関する事業の計画案を仮想現実空間でシミュレーションすることにより、関係者との全体イメージの共有、合意形成を図るコミュニケーションツールを作成する。

#### (2) 業務内容

本業務では、上記の目的を達成するため、基盤となる市街地と、事業の検討用の 3D データの作成及び VR アプリケーションによる事業のシミュレーションを業務内容とする。なお、具体的な業務実施手法や時期等については、プロポーザルにより特定された業者の提案をもとに横須賀市と協議のうえ決定するものとする。

## 5 委託業務内容

### (1) 都市空間3Dデータの作成

#### ① 横須賀市域全域の3Dデータの作成（別紙1-2 参考画像）

PLATEAUのデータを元に、横須賀市全域の地形及び建物データを、汎用3Dデータ形式に変換し、データの最適化を行う。

#### ② 横須賀中央、追浜の現況作成（別紙1-3、別紙1-4 業務計画図）

横須賀中央、追浜の2つのエリアは、街区及び、建物簡易ボリュームを作成すると共に、道路や、デッキ・アーケードデータの作成を行う。また、沿道建築の撮影した写真を貼付け、建物の移動等を行えるようにし、景観検討ができるレベルで表現を行えるようにする。

#### ③ 鷹取川整備エリア水路イメージの作成（別紙1-4 業務計画図）

### (2) VRアプリケーションの構築

上記の3Dデータをレビューするため、VRアプリケーションを構築する。

### (3) VRコンテンツの仕様

以下の機能を有すること。

- ① 鳥瞰飛行及び歩行者目線での移動がマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- ② 画面上の視点位置を、事前に定めた視点場に瞬時に移動させる機能
- ③ 画面上で任意の場所をクリックすると、自動的にその場に視点を移動できる機能
- ④ 対象建築物や周辺環境を構成する任意の要素を移動・回転・拡大縮小できる機能
- ⑤ 空間内の任意の2点間の距離を測定できる機能
- ⑥ 3Dデータを作成した範囲の2D地図データをVR画面上に用意し、視点の位置を2D地図上に表示させる機能。また、同地図上で指定した地点に視点を移動させる機能
- ⑦ 視点のルートを任意に設定したアニメーション（自動走行）を外部保存、読み込みできる機能
- ⑧ 本コンテンツもしくは汎用的なファイル形式の静止画、動画が作成できること。また、作成された静止画、動画は自由に利用し配付することができること
- ⑨ 上記の全機能はスタンドアロン（インターネットに接続しない状態）で利用できること  
Windows環境で利用できること
- ⑩ フリーライセンスであり、VR閲覧可能なパソコンを増やした際に、新たなライセンス費用が発生しないこと

### (4) 操作研修の実施、マニュアル作成

上記に示す機能を利用できるよう操作研修を行い、全ての機能を解説したマニュアルを作成すること

## 6 成果物

(1) 5(1)①から③の内容を満たす3DCADデータ及び国の定める標準仕様CityGMLのデータ、テクスチャマッピング画像データ

(2) 5(3)の内容を満たすVRシステム(ライセンスフリー、ソフトインストール不要)

(3) 操作マニュアル

- ・上記(1)については、VRコンテンツ制作にあたり製作した各種データであり、3DCADの形式は、FBXとする。テクスチャマッピング画像データの形式は、汎用性の高いものとする。また、作成したVRデータはCityGMLに変換できるものとする。これらのデータは、委託期間終了後においても横須賀市で更新、拡張して活用できるものであること。
- ・上記(2)については、一式を納品時、業務内容に定められた動作環境の中で、操作に最良と思われるハードウェアにて動作確認し提出する。
- ・上記(1)の著作権については、横須賀市に帰属する。ただし、上記(2)のVRシステム及びこれに含まれるデータであって、本件とは関係なく受託者(そのライセンサーを含む)が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受託者がこれらを留保すること。

## 7 その他

- (1) 委託者は受託者に対して、文書データや画像、その他資料等の使用素材を提供するが、受託者等が保有するデータも使用することができる。
- (2) 公開している情報以外で、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意する。
- (3) 本業務の実施内容等に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、受託者と市が協議して定めるものとする。